

令和4年3月3日 生活環境委員会 議事録
9時58分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 日域 究

副委員長 和田 芳弘

委員 賀屋 幸治、藤川 和弘、原田 孝徳、北地 範久、細川 雅子、
寺岡 公章

○欠席委員 なし

○日域委員長 皆さん、おはようございます。少し早いですが、定足数に達しておりますので、ただいまから生活環境委員会を開会したいと思います。

最初に、市長に御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 生活環境委員会、開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○日域委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員の皆様には、委員会での質疑につきまして会議規則第56条の規定では、3回までとなっておりますので、御協力のほどお願い申し上げますとともに、限られた時間の中ですので再質問等の必要がないように、執行部の皆様にも簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

また、執行部におかれましては、答弁をされる場合は挙手していただき、委員長からの指名を受けてください。指名を受けましたら、課名と職名、名前を名乗ってから答弁していただきたいと思います。

なお、今日はこの生活環境委員会が終わった後、生活環境委員協議会がございます。そしてその後に、新しい保育園の見学がございます。これは委員会の中のことでございますが、今日は生活環境委員会の順番となっておりますので、あらかじめお話しておきます。よろしく申し上げます。

それでは、議事日程にしたがって進めさせていただきます。

日程第1、議案第23号大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があれば、お願いいたします。

部長。

○山本建設部長 補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○日域委員長 それでは、本件に関しては質疑の通告を受けております。質疑に入ります。通告された方は御質問をお願いします。

藤川委員。

○藤川委員 おはようございます。よろしく願いいたします。

議案第23号、前回の説明の中に、設定速度時速60キロメートル以上の道路と説明がございました。今、本市に時速60キロメートル以上の整備対象となる道路があるのでしょうか。

また、今後の大竹市の計画道路の中に、時速60キロメートル以上の道路、予定があるのでしょうか。お願いいたします。

○日域委員長 課長。

○廻本土木課長 おはようございます。土木課長の廻本です。

今、藤川委員からの質問ですが、整備対象となる道路があるかという質問なんですが、現時点では整備対象となる道路はありません。

今後の計画等があるかということなんですが、実際時速60キロメートルというのは、大竹市内に整備することはないんですが、その他、今回の条例の改正に伴って、実際に大竹駅の自由通路、東西広場整備などにより、今後、大竹市においても自転車などの交通動線の変化も起こることが予想されることから、今後限られた道路空間の中で、自転車通行帯、路面に表示したりということは道路整備計画として、行っていきたいと考えています。

以上です。

○日域委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。

今、大竹市には現在ないと。それで大竹駅の周りに安全の確保のために、通行帯を設置していくような答弁だったと思うんですが、通行帯ですよ。私、詳しくないんですが、自転車道とか、例えば縁石があつたり、一方通行だったり、対面通行だったり、いろいろあると思うんですけれど、自転車通行帯というのを簡単に説明していただけますか。

○日域委員長 課長。

○廻本土木課長 今の、自転車道と自転車通行帯という違いですが、実際に自転車道とは、車道の中に縁石を設けて、自転車の専用の道路という形になります。自転車通行帯というのは、車道の左端に自転車が通行するための路面表示等で表示する違いがあります。

以上です。

○日域委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。

新駅、大竹駅付近で自転車通行帯、確かに今から利用者、高校生なり通勤者なりが自転車を使いますので、安心安全のために通行帯、大竹市、たくさんつくっていただきたいと思います。お願いします。

以上です。

○日域委員長 通告を受けた質疑は以上なんですけれども、他に質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

それでは、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第25号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

執行部におかれましては補足説明があればお願いいたします。

部長。

○三原市民生活部長 本議案を提出するまでの経緯をまとめております。

配付資料に沿って、課長補佐から補足説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○日域委員長 課長補佐。

○小川環境整備課課長補佐兼環境整備係長 環境整備課課長補佐、小川です。

3枚資料を配付させていただきます。

まず、資料1でこれまでのスケジュールについて記載しております。

続いて、資料2で国と交わした覚書の写しが添付してあります。第3条で無償譲渡についてのことが書いてあります。

資料3で、対象地の地図がつけてあります。

それでは、資料1で説明させていただきます。

まず、最初に平成25年度に、白石地区墓地移転計画の検討を行い、白石墓地使用者に対して、市が新たに造成する墓苑に移転するかどうかの意向調査を行いました。しかしその後、平成26年8月豪雨の影響によって、事業が一旦ストップしてしまいました。その後、国の災害対応が落ち着いたため、平成28年度になりまして、改めて、再度移転に関する意向調査を行いました。

国とは平成29年3月31日付で、公共補償に係る覚書を締結し、新墓苑の造成に向けて本格的に事業を進めていくこととしております。

平成29年度に入りまして、墓地の底地を個人で所有されている方のうち、新墓苑へ移転の希望をされる方は本市へ墓地を寄附していただかなければなりませんので、その受納手続を開始しました。あと、新墓苑の実施計画業務を始めました。

平成30年度に入りまして、新墓苑造成のための用地買収と、物件補償等を行いました。

令和元年度になりまして、2月から新墓苑の造成工事に着手し、令和2年度1月に完成しましたので、令和2年度3月大竹市議会定例会において、大竹市墓地使用条例を改正し、条例に市営白石墓苑を規定いたしました。

令和3年度に入りまして、寄附受納が完了したため、新墓苑への移転者に対して区画の

使用許可を発行しました。その後、12月時点で墓石所有者の移転が完了しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○日域委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑を受けたいと思いますが、本件については通告を受けておりますので、通告をされた方、質疑をお願いいたします。

北地委員。

○北地委員 ありがとうございます。

経緯が説明されまして、流れがわかってきたところではございますけれども、1号堰堤が完成したという運びに今年度なるわけですね。

それで、この白石墓苑に係る総事業費ですか、それがどれぐらいかかっているのかということ、これは墓苑が100区画できるんですか。前の説明では100区画できるという話だったんですけども、これはもう全て埋まっているのかどうか。どれくらいまだ空きがあるのかということと、先ほどの説明で1号堰堤が今年度に完成ということですのでよろしいんですね。その1号堰堤は国の事業でやっているわけなんですけども、これの事業費は大体どれぐらいかかっているのか。

あと、今度は2号堰堤の今後のスケジュール、これが令和4年に完成ですか。令和4年じゃないのか、もう少し先になる予定ですか。この辺のスケジュール、最終的にいつ頃できるのかというのを教えていただきたいのと、それについての事業費がどれぐらいかかるのかというのをお願いいたします。

○日域委員長 課長。

○井上環境整備課長 環境整備課長井上です。よろしくお願いいたします。

まず、白石墓苑に係る総事業費でありますけれども、関連総事業費として、約になります。1億7,738万7,000円。これは平成25年度から令和3年度までの見込みの額でございます。

続きまして、墓苑の区画の数のことですが、当初移転意向調査をいたしまして、100区画整備したんですけども、そのうち7区画分の無縁墳墓、これと12区画分の、底地が市の方で新墓苑へ移転されない方、これを合わせて19区画が空き区画の予定でした。しかし、意向確認から4年余りたちまして、移転を希望していた方が亡くなったなどの理由によりまして、墓じまいを判断する方などが現れましたので、現在、25区画が空きが出ております。

以上です。

○日域委員長 課長。

○廻本土木課長 引き続き、現在の直轄砂防の状況ですが、1号堰堤が3月完成予定ということで、今までお話をさせていただいていたんですが、現在、1号堰堤につきましては先月の2月28日に工事完了検査が終わりまして、完成したということで、直轄砂防のほうから聞いています。事業費については、本体工事、躯体のみですが、用地などは外して、約3億3,000万円と聞いています。

次に、2号堰堤の今後のスケジュールですが、これについては先ほどの環境整備課のほ

うの資料にもありましたが、令和4年度から令和5年度末までの2カ年計画というのを聞いています。その事業費については1号堰堤と2号堰堤、同規模程度となっていますので、約3億円から4億円程度かかる見込みだと思っています。

以上です。

○北地委員 ありがとうございます。大体の概要がわかってまいりました。

今回、財産の無償譲渡ということなんですけれども、国のほうでもかなりのお金を使っているのだから、それ以上のものをいただいたということで、無償譲渡は仕方ないのかなとは思っておりますけれども、この墓苑の残った区画がありますよね。あれの永代使用料というのは当然、市に入ってくるんですよ。それでいいのか、そこだけ1点確認させてください。

○日域委員長 課長。

○井上環境整備課長 おっしゃるとおり、25区画を公募いたしまして、入ってくる永代使用料に関しましては市の歳入になります。

以上です。

○北地委員 ありがとうございます。

○日域委員長 通告を受けた質疑は以上なんですけれども、他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、議事進行を副委員長と交代いたします。

○和田副委員長 それでは、日程第3、議案第26号大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

大竹市議会委員会条例第17条の規定により、日域委員長は退席しております。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

それでは、本件に関しまして質疑を求めます。

質疑の通告は受けておりませんが、本件に対する質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○和田副委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○和田副委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○和田副委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、議事進行を委員長と交代します。

○日域委員長 それでは、日程第4、議案第29号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

部長。

○豊原健康福祉部長兼福祉事務所長 すみません、特にイメージ図として御理解いただきやすいかなと思って、あらかじめ添付をさせていただいたということで、特に御理解いただければなと思ひまして、もし説明が必要であれば、担当から説明をさせていただきます。失礼いたしました。

○日域委員長 では、この際ですから、お願いいたします。

係長。

○三浦保健医療課主幹兼国保年金係長 国保年金係長の三浦です。よろしく申し上げます。

それでは、資料のほう、議案第29号の補足資料というのがどこかに入っているかなと思いますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。

このたびの条例改正につきましては、国民健康保険法の施行令が改正されたことに伴う条例改正でございます。

改正点、大きく2点ございまして、まず、1点目は①のところの未就学児に係る被保険者均等割額の軽減ということでございます。

趣旨のところを見ていただきますと、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、施行令が改正をされまして、子供の均等割保険料の軽減というのが導入をされております。対象者は未就学児でございまして、令和3年の10月時点で、大竹市での未就学児の被保険者数は81人おられます。軽減の内容なんですけれども、均等割額の5割を軽減いたします。ただし、低所得者の軽減のある世帯は、低所得者の軽減後の均等割額の半分を軽減するというところでございます。

イメージを見ていただきますと、低所得者の軽減のない世帯は一番左端のイメージ図に

なるんですけども、5割の軽減になります。その隣の低所得者2割軽減の世帯につきましては、残りの8割の部分の半分ですから4割を軽減するというので、低所得者と合わせますと6割軽減になるという計算になります。最大の割引になりますのは低所得者7割軽減の世帯、残りの3割の部分の半分、1.5割を軽減いたしますので、低所得者の軽減と未就学児の軽減を合わせますと、8.5割の軽減になるという計算になります。

令和3年度の均等割額、医療分と支援金分を合わせますと、合計で3万6,142円になりますので、その半分の軽減ということは、1万8,071円の減額になります。最大の8.5割軽減のものにつきましては、3万721円軽減になります。今の数字は表のほうには載っていないかと思えます。

軽減額の負担割合、国のほうから2分の1の補填がございまして、県のほうが4分の1、市が4分の1を負担するという割合でございまして。

施行期日は令和4年4月1日から、ただし、令和4年度の保険料から適用されます。

次の2点目なんですけれども、②番のところ、賦課限度額の引き上げがございまして。こちら国民健康保険法施行令の改正に伴う改正でございまして。

現行の賦課限度額、基礎賦課分が63万円、後期支援分が19万円、介護納付金が17万円で、合計しまして99万円が現在の賦課限度額。そこから3万円引き上げまして、合計で102万円が保険料の上限額ということになります。

こちらのほうも令和4年4月1日から施行で、令和4年度保険料から適用されるということでございます。

以上でございます。

○日域委員長 補足説明を受けた上で、質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 説明ありがとうございます。

児童の、未就学児の支援は山本さんが生前より何度か言われていたことなので、もしこの場にいらっしゃったら、大変喜ばれるんじゃないかと思いつつ、今の説明を聞いておりましたが、これは全体で今のところ81人ぐらいが対象になるということですが、もしわかればそれぞれの人数というか、大体、これも変わると思うんですけど、現時点で大体、7割削減に値する人が何人ぐらいかというのがわかれば教えてください。

同時に、上半分は軽減のためという、負担軽減ということですが、もう1つのほうの限度額の引き上げはこれは負担増ですね。これは軽減するかわりに所得の多い人は負担してやと、そういうことでしょうか。こちらのほうは大体、どれぐらいの数が見込まれるのかというのが今の時点でわかれば教えてください。

○日域委員長 係長。

○三浦保健医療課主幹兼国保年金係長 未就学児のそれぞれの軽減額に伴う人数ですけども、5割軽減の方が、その81人の中の30人が5割軽減、6割軽減にあたる方が15人、7.5割軽減が16人、8.5割軽減が20人でございます。

以上です。

○日域委員長 係長。

○宮下市民税務課課長補佐兼市民税係長 市民税務課市民税係長の宮下と申します。

保険料限度額の引き上げについて、市内の対象者ということでございますが、こちら令和3年度の当初賦課ベースで計算いたしますと、まず、医療分が23人、そして、後期高齢者支援分が38人と、あとは介護分が9人、この方が限度額のほうに達しているところでございます。

以上です。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 今、介護保険とおっしゃったけど、後期高齢者の間違いじゃないですか。

○宮下市民税務課課長補佐兼市民税係長 介護分です。

○細川委員 介護分のほうですね、わかりました、ありがとうございます。

こちら結構な数になるようですが、これ大体、財源の問題なんですけれども、負担軽減のほうの財源は2分の1国、4分の1県、4分の1市ということですが、この4分の1分はどこから出ると考えたらよろしいでしょうか。

○日域委員長 係長。

○三浦保健医療課主幹兼国保年金係長 市の負担の4分の1の部分は一応交付税措置となっております。

以上です。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第5、令和4年陳情第1号晴海臨海公園西側園路整備工事計画の陳情を議題といたします。

本件は事前に陳情文書表をサイドブックに掲載しております。委員の皆様方には事前に御一読いただいていることと存じますので、陳情の要旨の朗読を省略いたします。

それでは、早速審査に入りたいと思いますが、審査にあたりまして、今回が初めての審査でもございます。執行部において現状等や考え方などについて御説明いただければと思います。

課長。

○山田都市計画課長 陳情に関して、執行部としての考え方等について述べさせていただきます。

内容としましては、第3期整備工事の目的、それから説明会の内容、市の取り組み方針、そして、陳情項目3つに対する市の考えでございます。よろしくお願いいたします。

本日、説明資料を配付させていただいております。よろしいでしょうか。

こちらのほうは、説明会等に御参加できなかった方などから、内容を知らないのので教えてほしいとの問い合わせがありましたので、2月22日に公園に隣接する晴海1丁目の住民を対象にポスティングにより配付し、改めて公園整備の周知をさせていただいたものです。

まず、この資料を使いながら、第3期整備工事の目的について御説明させていただきます。

説明資料を御覧ください。左上に記載しておりますが、まず、第3期に整備する区域における現状と課題についてでございます。

1つ目としましては、歩行者と車両の混在です。公園西側のカイズカイクキの内側の通路において、車道との分離がされておらず、歩行者が安全に通行できないこと。2つ目としましては、仮設駐車場から土ぼこりが発生していること。3つ目としまして、降雨後にも多目的グラウンドや仮設駐車場に水たまりが発生していること。4つ目としまして、カイズカイクキにより公園内が死角となっており、犯罪や迷惑行為のリスクがあることが挙げられます。

次に、その課題に対して、左下のように整備効果があります。

1つ目としましては、公園入口とコメリ側の歩道を接続することにより、歩行者が安全に通行できるようになること。2つ目としましては、舗装を行う駐車場や緑地を整備することにより、利便性の向上と周辺環境に配慮できるようになること。3つ目としましては、雨水排水路を整備することにより、降雨後にも公園利用に支障が生じないようになること。4つ目としまして、犯罪や迷惑行為の防止とともに、彩りのある植栽を整備し、景観にも配慮できること。

以上4つの効果があり、こうした目的のため第3期整備を進めているものです。

続いて、陳情の中にあります、実施した説明会の内容についてでございます。

整備工事を進めていくため、公園に隣接する晴海1丁目の住民を対象にした説明会等を、3回開催しております。

第1回目は工事説明会として、令和2年5月29日金曜日に開催し、14名の参加がありました。説明の骨子としましては、このたび実施する工事において、雨水排水路と歩道（園路）を整備して、これによりカイズカイクキを除去するというものでしたが、参加者からはカイズカイクキを残してほしいとの御意見がありましたので、これを持ち帰り再検討しております。

第2回目は意見交換会として、令和2年8月5日に開催いたしました。18名の参加がございました。第1回目の意見を踏まえ、機能保全できないか検討した内容を含め、カイズカイクキを除去することはやむを得ないことであることを説明し、御理解を求めたもので

す。

ここで検討した内容について3つございます。

まず1つ目は、カイツカイブキを残した状態で雨水排水路を公園内側に設置するという案でございますが、この場合、産業廃棄物を掘り出すことが懸念され、そうしますとガイドラインの原則に抵触します。ガイドラインの原則とは、産業廃棄物を他に持ち出さないことです。また、やむを得ず排出した産業廃棄物を適正に処理しようとする、撤去した産業廃棄物の処理費や、撤去後の現地対策において相当な費用が予想され、不経済になること。

2つ目にカイツカイブキの状態です。造園業者にも確認したところ、カイツカイブキは間隔もなく、密集して植えられており、高さの割に幹が細い状態で、将来的には倒木の可能性があるという見解があったため、わかっているリスクは排除すべきであると判断しました。

3つ目に公園外部から非常に見えにくいといった、視覚的な防犯上の課題に対する判断でございました。なお、第2回目の意見交換における参加者からの意見は、カイツカイブキを残すことの1択であるというものでございました。これを受け、担当課としましては住宅側から環境がどのようになるかという説明が十分に伝わっていないと感じたため、説明資料の右下のパス図を作成し、これをもって御理解を求めることといたしました。

第3回目は、昨年7月17日土曜日に開催しております。参加者は12名でした。この工事説明会では、これまでの説明を再度行うとともに、近隣住民に配慮した整備内容であることを中心に説明しております。

説明会参加者の、全ての皆様に御満足いただくことはできなかつたとは感じておりますが、工事を進めていく上で一定の説明は十分できたと判断しております。

次に、市の取り組み方針について述べさせていただきます。

新たに策定しました大竹市まちづくり基本計画では、楽しさと憩いを提供する公園・緑地の整備をうたっており、大型遊具やデイキャンプ場などを備えた晴海臨海公園はその代表的な公園でございます。あわせて小方地区のまちづくり基本構想でも、晴海臨海公園は地区の魅力向上を図る重要な施設となっております。

公共事業では、住民全ての皆様に御満足いただくような計画にならない面がございますが、市ではより多くの市民が快適に活用できることを第一と考え、いただきました御意見や要望を、可能な範囲で反映し、来年度以降も整備工事を進める考えです。

なお、陳情の趣旨にも記載されている既存のカイツカイブキは、産業廃棄物処分場から出る砂じんの防止を目的としたものですが、その他の効果が一定程度あったものと考えており、この点も考慮しながら、近隣住民の皆様をはじめ、より多くの市民が安全、快適に利用でき、親しまれる公園となるよう取り組みます。

続きまして、陳情項目に対する市の考えを説明いたします。

カイツカイブキの伐採除去を取りやめ、適切な管理をしながら残すことについてです。これにつきましては、歩行者と車両の分離措置による公園利用者の安全確保や、雨水排水路の整備による利便性の向上、さらに防犯対策の観点から、カイツカイブキの除去につい

てはやむを得ないと考えております。なお、カイツカイブキにかわる機能として、近隣住民の境界から多目的グラウンドまでの距離を約50メートルから60メートル確保し、この間に緑地や高木を60本から70本植えることや、整備する駐車場はアスファルト舗装をすることで、グラウンドからの砂ぼこりや騒音を軽減できることなど、周辺の住環境や景観にも配慮した計画となっていると考えております。

続いて、2点目の夜間の車両の立ち入りのための時間帯制限など、近隣住民の生活の配慮についてでございます。現在、当該公園の夜間照明を使ったスポーツ施設の利用時間は21時までとなっており、その場所も近隣住宅から離れた場所に配置しております。さらに、公園の街灯も22時には消灯しております。第3期整備後も近隣住民に配慮し、同様の時間帯制限を行いたいと考えております。

なお、特に第3期に整備する西側の駐車場については、夜間駐車はさせないような対策を検討していきたいと考えております。

3つ目としまして、公園に植える樹木は、管理費用を配慮した樹種とすることについてでございます。これまで公園に植えた樹木については、剪定や散水など、適切に維持管理をしてまいりました。第3期整備で植える樹木についても、管理コストを見据えながら、適切に維持管理してまいりたいと考えてございます。なお、公園の樹木については、来園者に季節感や自然を身近に感じられるようにすること、夏などには木陰をつくるなど、求める役目もあります。今後も臨海部にふさわしい樹種を選定していきたいと考えております。

最後に、繰り返しとなりますが、近隣の住民の皆さんには、本事業に対する御理解がいただけるよう、これまで3回の説明会等を開催するなど、市としてはより丁寧に取り組んできたと思っております。また、近隣住民にも配慮しながら、カイツカイブキの有した機能を極力損なわないような検討を行い、公益的な観点や経済面から総合的な判断をした計画として、工事に着手しております。今後整備が進む中で、あるいは完了後に施設を利用していただく中で、別途対策が必要なことがございましたら、可能な限り対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、執行部としての考えを終わります。

○日域委員長 ありがとうございます。

ただいま、説明がございました。それでは委員の皆様におかれまして、本陳情の内容を踏まえ、今の説明に関して確認したいことなどございましたら、質疑を許可します。

質疑はございませんか。

藤川委員。

○藤川委員 お願いします。先ほど聞き取れなかったんですが、駐車場ですね。夜間は入れないようにするというのは、どこの駐車場のことを言っているのかも一度教えていただきたいのと、先ほどの説明の中に樹種を検討するというのがありました。まだ検討する余地があるということでしょうか。

○日域委員長 課長。

○山田都市計画課長 西側の駐車場についてでございます。

配付しております説明資料の左下、図面を見ていただきたいと思いますと思うんですが、今回整備

で、図面の下側です、晴海の住宅地側になりますが、こちらのほうに駐車場を整備することになります。ここについて、夜間、車が止められないようにということで御説明させていただいたところでございます。

あと、木の樹種のことについてでございます。現在の晴海臨海公園の第3期整備の箇所については、特に沿道沿いについては、今考えておりますのは、桜を。桜でも種類があるんですけど、桜を植えることにしております。基本的にそういうふうな花を植えながら、四季が感じられるような状況にはしていきたいと思っております。

以上です。

○日域委員長 申し訳ございません、通告を受けておりました。

寺岡委員。

○寺岡委員 西側園路なんですけれど、だいぶ工事も進んできているように見えるんですけど、外から見たら、大体今、進捗状況は何%ぐらいでしょうか。もう、人も歩けるといったらあれですけど、途中まで歩道もできていて、ゆめタウン側に向かっては元のままなんですけど、大体今が何%ぐらいなのかということと、陳情の中にある夜間の迷惑行為ですか。これが今、車がどういうふうに入って、御近所の方に迷惑をかけておられるのか、市のほうはどういうふう把握をしておられますか。

西側駐車場、できたとしても夜は駐車できないと先ほど説明あったんですけど、じゃあほかの駐車場は夜も入ることができるのか。市道だったと思うんですね、公園内を通っているとはいえ。その市道に夜間の規制をどういうふうにしていくのかなと思いました。駐車場だけは入れないようにするのか、夜、車は道路として普通に通れるようにするのか、その辺もお聞かせください。

最後に、ごみの放置があるとしたらそういうのも問題ではあるんですが、管理事務所のほうでどういうふう把握しておられますか。お願いします。

○日域委員長 副参事。

○長久都市計画課副参事兼計画整備係長 都市計画課、副参事の長久です。

晴海臨海公園西側園路の工事、進捗状況について説明します。

進捗状況でございますが、排水路、植栽等はほぼ完了しており、現在、園路を施工しております。本年度2月28日現在では88%でございます。

晴海臨海公園西側園路整備計画の全延長、今、計画では約320メートル、そのうち令和3年度、今年度は約110メートルを整備することになっております。

公園内の夜間の車両の進入、現在の状況について御説明いたします。

夜間でも現在、車両の進入はできるようになっております。今年度、職員が夜、午後8時頃、週2から3回不定期で現場の駐車場の確認をずっと行っております。海側の球技場横の駐車場には、3台から5台止まっていることがあります。住宅側の今舗装されていない、今さっき御質問のありました西側駐車場がある付近には、私どもが確認を取るときは、ほぼ駐車はございませんでした。

続きまして、夜間のごみの放置、投棄についての実態について御説明します。

令和3年度にございましては、1件ほど、球技場横トイレ横にて、バーベキューをした

跡と思われるごみの放置がございました。公園内には6台の防犯カメラを設置しており、防犯カメラを看板等で周知している状況でございます。また、大竹警察署には、夜間巡回パトロール、今も行っておられますけど、そちらの強化をさらに依頼しております。

公園整備が進んだ近年には、ごみ袋や粗大ごみなどの不法投棄は、ほとんどございません。

先ほど、他の駐車場にはどのようにするのかという御質問ですけど、これにつきましては、第3期整備計画する上で、また検討してまいりたいとは思っておりますけれども、現在では、先ほど御説明したように、特に夏に海側の駐車場、一部テニスコート側の駐車場に、釣りをされるのか、あっち側には常に、今言ったように、3台から5台、特に球技場側、テニスコート側はほとんどないんですけど、1台から2台ぐらい止められておるので、その利用状況等を鑑みて今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○日域委員長 いいですか。他にございませんか。

北地委員。

○北地委員 お願いします。先ほどの説明にもいろいろございましたけども、この整備計画ですよね、私の感覚としては公園の整備ということで、真ん中を確保して排水を両サイドに、周辺に流すということで、雨水排水路が今の道路側にできて、今、工事が進んでいるということで、これは法的には問題ないと思うんですけど、構造的には何か問題点があるのかどうか、1点お願いいたします。排水の位置とか、敷地の高さとかで問題点があるのかどうか。設計されている以上はそういう問題がないようにはされているとは思いますが、もし何かあればお願いいたします。

それから、カイズカイブキが植えられた理由というのが、先ほどの説明では防じんのこと、防じん対策ということでやられているということだったんですが、私のイメージとしては防じんはもう当初の処分地の、産廃処分場ということで、埋め立てで中をダンプが走り回るといった中で砂がすごい上がるということの中で、防じんと、中が見えないように、周りからの環境を配慮して、中が見えないようにカイズカイブキを密に植えているというイメージでいるので、そういうことであって、例えば住民の方が言われているような、防風林的な対策とか、塩害対策というのはこれはあったのかどうか、その辺をお願いいたします。

その対策をしたことで、住民に補償というか、補償というとおかしいんですかね、切ることによって補償が発生するとは思えないんですけども、そういうことがあるのかどうか。そういう伐採することで補償基準に合致するようなものがあるのか。これはないとは思いますが、もしあれば教えてください、多分ないとは思いますが。

それから、先ほどからずっと出ております、夜間の立ち入りについてですが、これから検討されるというようなお話でもございますけれども、現状としても2台から3台止まっているような状況で、どう言うんですか、夜間にもう車を入れないというようなことはできるのか。西側には夜間に入れないというのは、どこでストップさすのかとか、そういうところが、もし計画があればお願いいたします。

それから、公園に植える樹木への配慮というのがございましたけれども、これ陳情項目の中にあるんですけれども、これらの樹木の配慮ということの中に、桜を課長は植えるということで説明をされたんですけども、例えば住民の方からこういう木を植えてもらいたいとか、そういう要望があった場合、それらを取り入れることは可能かどうか。そういう協議はできるのか。そういうことができるのかどうかですね。

それと、これから工事を進めていくわけなんですけれども、これまで3回説明したんだからもう今後は説明会はないよとか言うんじゃないし、これからは工事の間中はやっぱり住民の方と協議もしていかないとはいけんだろうし、相談事もあるだろうし、いろいろな話し合いの中で工事を進めていくと思うんですけども、例えばその中で、住民の方から要望が出たときに、のめるものがあれば、できるんでしょうけども、そういった対応が取れるのかどうか。まあもうこういう整備計画で進んでいるからこのまま行くのかとか、その辺の協議、可能性と言いますか、そういったところがあるのかどうか。そういうことはもう検討されているのかどうか。その辺を何点かありましたけれども、お願いいたします。

○日域委員長 課長。

○山田都市計画課長 何点かありましたので、もし抜けたところがありましたら、また改めて答弁させていただきます。

まず、構造的に晴海臨海公園の整備で何か問題があるのかどうかということでございます。産業廃棄物処分場で、県から市のほうに受け入れたときには、全く本当にフラットな状態で、市のほう、受け取っております。第1期整備、第2期整備でやっておりますように、地盤を少し埋めながら、盛りながら、排水勾配を取りながら、排水しているというのがこの公園の課題と言うか、そういうふうなことをしないと適切に排水ができないということがございます。そのことを踏まえて、今回の第3期整備については今の箇所に排水路を設けないといけないと思って考えておりました。

それから、カイツカイブキにつきましては、さっき説明しましたが、そのときは産業廃棄物処分場としてあったときに、そこでのダンプ、トラックとか、そういうのが通過するときに発生する砂じんなんかを防止するという大きな役目の中であったものと思っております。したがって、防風林とか、そういったものの目的ではなかったと思っております。それから、塩害対策についても、特にそれをやる目的ではないと考えております。

それから、夜間の駐車場の具体的な対策というところでございます。まだ検討段階ではあるんですが、夜間、職員は19時過ぎにはもう帰りますので、その後でもスポーツ利用があるということで、正面の門は閉めることはできないとは思っているんですが、例えば正面から入って西側駐車場に入るところにそういった柵というか、そういうものを設けて、そちらのほうに入れないように、職員が帰るときにそういうふうにして帰るということはできるんじゃないかなと思っています。

それから、今後、説明会等また改めてしていくか、それから樹木の選定において地元の要望の意見等を聞いていくことはできるかどうかということでございます。

説明会に関しましては、もう3回ほど実は説明させてもらって、これ以上説明させていただいても大きな進展はないものと、正直思っております。

樹木の、今まであったことについての補償というのは、どこの何の公共整備箇所でも同じだと思うんですが、基本的に第3期の整備で近隣住民の受忍の範囲を超えたものの影響はないと判断しております。ただ万一、第3期整備後に影響が出たということであれば、何もしないというのではなく、行政として当然、十分調査、判断した上で必要なソフト対策を踏まえて、対策を講じていきたいと思っているところでございます。したがって、直接今の、何かすぐに補償をするかということは一切考えておりません。

委員長、大体答弁させてもらいました。何か不足なところがありましたら、またお願いします。

○日域委員長 副参事。

○長久都市計画課副参事兼計画整備係長 先ほどの、寺岡委員からの御質問のところに、公園内の道路についてはどうなのかという御質問もございましたので、これについても今、先ほどと同様、利用者がおりますので、検討してまいりたいと思います。

○日域委員長 部長。

○山本建設部長 すみません、さっき寺岡委員のほうから質問のありました、市道ということがありましたが、以前、市道整備しようとしたことがありまして、市道認定はしてありましたが、公園の園路というところなので、今、市道認定のほうは廃止しております。今は単なる中の園路ということになっております。

以上です。

○日域委員長 委員長としてお尋ねしたいんですけども、公園の中の道が市道ではないということですよ。今回整備しようと思っている歩道は、あれは市道ですか、公園ですか。

そのところが今回の説明の中で、わかりにくいんですよ。道路をつくるのか公園をつくるのかという入り口のところがわかりにくいので、そこはやっぱり説明責任があるように感じます。お願いします。

課長。

○山田都市計画課長 現在、公園区域となっておりますので、公園としての園路にはなるんですが、最終的には商業地からこちらの園内入り口までつながりますので、24時間開放するような、道路として使えるような状況で、管理するように考えております。道路といっても歩道としての状況で使えるようにするように考えております。

以上です。

○日域委員長 北地委員。

○北地委員 回答ありがとうございました。

一番聞きたかったところなんですけれども、一番最後の部分で、今後いろいろ工事を進める中で、市のほうとしては工事を進めようとしていると。

そういう中で、今後、地元住民との話というか、そういう場を設ける気があるのか。常時とは言いませんが、住民からの要望があればそれを聞いて、対応できるものは対応していくというようなスタンスでいいのかどうか。

その辺があるのと、今、委員長のほうから出ました、これは、だから園路として使うということですよ、道路扱いではないということですよ。

計画上は問題がないという、普通の、普通と言ってはおかしいですけど、公園的な整備をされておるとは思いますけれど、それにのっとってやっておられるので、特に計画的なものについては問題はないということの中で進められているということですよ。

それからカイヅカイブキについては、植えられた理由、目的については砂じん防止と外から見えなくする、目隠しと言いますか、そういう形でつくられたものであって、防風林や塩害対策は考えていなかったということですよ。それで、それについても補償基準に合致するようなものはないということだと思いますよ。

それから公園に植える樹木についてはもう、固定ですかね、これはもう。話の中で、多少は変えていくとか、そういうスタンスはないのか。その辺、もう1回お願いいたします。

それと最後の市として進めていく上で、住民と協議しながら進めていくというスタンスは取れないのか、要望があって聞けるのであれば聞いていきたいと思いますというスタンスは取れないかというところで、1つお願いします。

○日域委員長 課長。

○山田都市計画課長 さっき、言い方がわからないところがあったかと。歩道のところについて、園路というか、今回する歩道のところについては、基本的に兼用工作物という位置づけになっていると思います。道路と公園の兼用工作物ということになっております。

それから、先ほども言いましたように、今後、住民からの意見についてどういうふうになれば反映させるのかどうかということでございます。当然、何かございましたらそういった意見も聞きながらやっていくというスタンスはあります。ただ、説明会を改めてするという事は難しいかなと思っているところです。日々、気づかれたこと、こうしたらいんじゃないかねということについては、当然、そういうふうな意見を反映させながら、整備に当たっていきたく思っているところです。

それから樹木のことについてですが、さっき桜と言いましたが、現在、八重桜を高木として植えることを考えております。四季を通じて、彩りとか、四季感が感じられるようなものというのが、当課としてはふさわしいとは思っているところです。部分的にこういう木もあつたらいいんじゃないかということがあれば、その辺も意見を取り入れながらやっていくことも十分できるんじゃないかなとは思っているところです。

以上です。

○日域委員長 他にございませんか。

原田委員。

○原田委員 今、説明を聞いておまして、今後の協議の可能性は低いと。ただ、意見は聞きながら、それをできる限り反映していきたいというお話だったと思うんですけども、そこで植栽についてお伺いしたいんですが、88%植栽が完了しているということなんですけれども、今後、樹木の選定とかという場合に、これはもう88%完成しているということなので、これが違う樹木に変更ということが可能なかということと、それに伴って、カイヅカイブキを今のような形ではなくて、その臨海部にふさわしい樹木という意味では、カイヅカイブキもその中に入るのかなと思うのですが、陳情者の方からそういう今の植栽の部分にカイヅカイブキはどうか、かえられないかという意見も出ているようでございま

すので、そのあたり検討ができないものかどうかということをお聞きしたいのと、それがもし仮に検討が可能であるということになってくると、予算というところにも関係してくるのかなと思うんですが、例えばこの審査が、継続審査したいというような意見が例えば出たときに、予算が審議であるとか執行であるとかということが、継続になった場合に大丈夫なのかどうかという、その予算の部分も心配なので、この2点をあわせてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○日域委員長 副参事。

○長久都市計画課副参事兼計画整備係長 先ほどの私の説明が難しかったのかもしれないんですけど、88%というのが、本年度、今発注させていただいておる工事の進捗率が88%ということでございます。

繰り返しになるんですけども、西側園路工事自体は320メートルあるうちの、110メートルを今年度完成する予定となっております。植栽について先ほど山田課長のほうが説明させていただいた内容については、第3期整備工事、今回西側園路、それが終わりましたら、先ほど左下にあります計画図でございます駐車場等の整備及び植栽、高木、低木等の植栽についての御説明で、その他についてこれからいろんな御意見も反映できるのであれば、反映させていただくという趣旨の御説明でございました。

以上です。

○日域委員長 原田委員。

○原田委員 すみません、私の勘違いで申し訳なかったと思いますが、ということは、植栽についてなんですが、これから先は工事する部分ということも含めて、もう一度お伺いしたいんですが、樹木の選定において、今お話があるようなカイヅカイブキを植栽の部分に、私は専門家ではないのでどの程度、今のような形がいいのかどうかわかりませんが、何かしらカイヅカイブキを今の植栽予定のところに、今の植栽予定のものを変えてカイヅカイブキにということは難しいのかということと、先ほど言った予算の関係がありますので、そういった場合に予算が審議執行がどうなのかということをお伺いしたいと思います。

○日域委員長 副参事。

○長久都市計画課副参事兼計画整備係長 すみません、予算について先に説明をさせていただきます。

今年度、西側園路工事、これにつきましては防衛省の再編交付金、これを使用させていただいております。来年度工事についても、できましたらこれと同様のような種類の予算を使っていければなと思っております。

申請行為等ありますので、そのときにどのような影響があるかというのは、現在ははっきりとは、申すことは難しいと思っております。

カイヅカイブキについて、西側園路工事、今、先ほど説明させていただいたとおり、320メートルのうちの110メートルは、施工がほぼ完了した状況にございまして、先ほど御説明させていただいたとおり、もう植栽についてはほぼ完了しております。先ほど山田課長が説明したとおり、八重桜のほうも今、施工も完了しております。

西側園路につきましては、工事の連続性、景観も含めて、西側園路については今の状況のものを来年度も引き続き施工させていただきたいと考えております。

今後、引き続き第3期整備を行うにあたって、今の計画の駐車場等に高木も植える計画になっておりますけれども、そちらのほうにカイツカイブキがふさわしい場所があるとかという、計画がもし、それが沿うような計画のものがあるのでしたら、それは検討することはできないということはないとは考えております。

以上です。

○日域委員長 原田委員。

○原田委員 ということは植栽について、今、計画している部分については変更が難しいと。これからまだ一部残っているところについては、そういう意見も聞きながら、可能であればそういうことも実現ができないわけではないのかなという、私、解釈したんですけれども、それでよろしかったのかということと、それから予算については検討できるのかなというニュアンスに受け止められたんですが、仮に継続審査という意見が出た場合というのは、この予算の審議執行というのは、特に今のところ検討はする課題なのかわかりませんが、大丈夫とっておってよろしいのでしょうか。そのあたりわかれば。わからないかな。難しかったら申し訳ないんですが、そこを継続審査する意見がもし出た場合にとっても大事なところなのかなと思いますので、お願いいたします。

○日域委員長 課長。

○山田都市計画課長 予算の執行のこととございます。この事業、今、防衛の、来年度から再編交付金にかわるメニューでやっていこうと思っております。

予算、経過が変わるとか内容が変わるとなりましたら、また再度検討しなきゃいけないということになりますと、そういった申請業務とか、時間もかかりますし、工事の完成については単年度、単年度でやっていくという防衛の補助の原則がございますので、それに応じてやっていくのでは少し支障が出てくると思っております。

以上です。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 すいません、事前通告をしていないのに質問、お許しいただきありがとうございます。

先ほどから樹木についていろいろあるんですけど、イメージが湧かないので、全体的にどんなイメージの公園にしたいと思っておられるのか。私、今朝見に行ったんですけど、今、梅の花がとてもきれいに咲いていますよね。今咲いているのは梅だけで、あとはまだ葉っぱがついてなかったし、どんな雰囲気なのかよくわからなかったんですけど、まだ植えて間もない木も幾つかあるようなんですけど。

八重桜と聞くまでは、ソメイヨシノかと思っていたんですよ、あそこは。全部ソメイヨシノの桜になるのかと思っていたので、何かいろいろとあそこは市民の皆さんも楽しんで、市外の皆さんも楽しみにしてくださるような花系を植えるというか、そういう何かイメージがあれば教えていただきたいのが1つと、陳情を見せていただいているときに、やっぱ

り何か桜に対するイメージというか、咲いたときはきれいですけれど、花が散ったら花びらの処理も大変だし、毛虫はつくし、秋には葉っぱが結構落ちるし、しかも大きくなると枝がかなり張って邪魔になる、そういう、何かイメージも地域の皆さん持っていらっしゃるんだらうなど。実際に、そういう部分もありますので、八重桜はそういうことはないんですか。それとやっぱり毎年毎年、目の前に桜が咲くを見る住民の気持ちになってみると、少しそこら辺はどうなのかなというのがあるものですから、八重桜ってそういう問題は起きないのかなと、それで八重桜を選定したのかなと思ったんですけど、その辺もしあれば。

全体としてのイメージと、八重桜を選んだ理由あたりで何かあればお願いします。

○日域委員長 課長。

○山田都市計画課長 晴海臨海公園の樹木の選定のことですが、基本的に、先ほど言いましたように、四季の景観というか、四季を感じられるようなものということで、今ある、植えている中にはイチョウとか落葉樹も結構あります。春には花が咲くような木も植えております。そういった考えで全体的に、ただスポーツをするところだけではなく、散策される方もいらっしゃいますので、楽しめるような空間づくりというのを目指しております。

今回、西側園路のところについては八重桜を植えるということに今考えておりますが、確かにこの小方の亀居城のほうはソメイヨシノが咲きますが、八重桜にしたというのが、時期的にソメイヨシノが終わった後に、また次が咲くような、そんな木を今回選定させていただきました。そうすることによって大竹市を訪れた皆さん、市民の方もそうでしょうけど、いろんなところでそういった花見というか、四季感を感じていただくようにできるのかなと、そんな思いでございます。

以上です。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 都市計画課長、あんまり花の種類は詳しくないのかもしれないんですけども、全体として、四季を通じて皆さんが楽しめるような公園にしたいということではありました。先ほどから、一応八重桜を予定しているということではありましたが、これはもう絶対に曲げないものではないというようなニュアンスの御答弁をいただいておりますので、基本的には花がきれいなところにしたいと思っておられるんじゃないかなというのはよく理解できました。

ただ、やっぱり地域の皆さんは毎日見る。たまに行って見る人はきれいで済みますけど、家の目の前に毎日ある場合には、きれいだけでは済まない場合もたくさんありますので、ぜひ、そこら辺は絶対確定ではないという御答弁を、ほかの委員の皆さんの質問の中でもいただいておりますので、執行部のほうの思いはよくわかりました。ありがとうございます。

○日域委員長 他に。

賀屋委員。

○賀屋委員 すみません、通告をしておりますけれども、お許してください。

今回の陳情、以前から話もありましたけども、既に第3期の令和3年度分の工事がもう

発注をされ、110メートル部分が既に施工をもう88%完了しているということですので、今からの計画を変えてカイツカイブキを陳情にあるように残すということは非常に厳しい陳情ではないかなと思うんですが、ただしこの陳情者、当初去年あたり、予算のときですか、あるいは委員会るときですか、この話が出たときには反対される方は数名だというふうにはお聞きをしておったんですが、改めて陳情者のほうから出されました資料、別紙1ですけれども、このアンケートを取られた形を示されておるんですが、これでいけばもう賛同するという方は27名、どちらかと言えば賛同というのが10名という形で、二、三人が反対という数字とは全然違う数字が出ているわけで、これは議会としても無視はできないかなと思うんですが、このあたり、市の今までの対応として考えられておった反対者は数名だという部分に対しての、アンケートの数字の乖離ですね。あまりにも違い過ぎる、その辺の市としての見解はどのように考えておられるのか。このアンケートの中身を見られたかと思うんですが、陳情の書類として、添付書類ついていますので。

それと3回の議事録が載っていますけれども、この議事録は市のほうが作られた議事録ということで、勝手に陳情の方が作られたわけではないので、この信憑性というか、信頼性はあると判断はしていますけれども、この中身を見ても、まだボールが市のほうに投げられたまま、問いかけられたまま、ちゃんと返事がされてない部分もあるのではないかと。その辺で市に対する不信感を住民の方は持っておられるのではないかなと思うんですが、そのあたりの市の考え、見解をお聞きしたいと思います。

それともう1点、新年度の、今から予算審査をしますけれども、新年度分の工事発注の予定がいつ頃発注する予定なのか、先ほども再編交付金にかわる交付金を活用して同じような整備を予算配分でやるんだという話でございましたけれども、その場合、何月頃発注なのか。例えばもう令和3年度工事、3月で終わるわけですから、これを引き継いですぐ早期発注をかけて、連続してすぐに整備を終わりたいという考えなのか、それとも今からその辺の整備に向けての申請を行って、実際に工事をやるのが何カ月かと、いつ頃の申請でいつ頃の工事発注をする予定なのか、そのあたりがわかれば、今考えておられる計画がわかれば、その辺をお聞きしたいと思います。

その3点ほどお願いします。

○日域委員長 副参事。

○長久都市計画課副参事兼計画整備係長 まずは工事発注について、こちらから御説明差し上げます。

今年度、先ほど御説明したとおり、約320メートル中110メートルを出しております。来年度は約、倍の施工延長を計画しております。200メートル以上ですね。先ほど議長からおっしゃられたとおり、これを再編交付金にかわるもの、これで予算の執行をしていきたいと考えておりますので、防衛に対しては新年度早々にも協議に入って、なるべく早い段階で協議、申請を行って、単純に考えると倍の施工期間がいるわけではあるんですが、大体交付決定が6月頃が例年、通例となっておりますので、そちらから最速で発注をした場合、7月、8月くらいが入札、契約の時期になるのではないかなと、現在考えております。

アンケートの中身、人数等について、都市計画課のほうから特にやり方云々がどうなのかというのは言うことはないんですけども、先ほど山田課長説明されたとおり、皆様に今お配りさせていただいておる資料、これは2月22日に、ポスティングをさせていただいております。現在のところ、一番右下にこれに対しての御意見、御質問等がありましたら御連絡、お問い合わせくださいということで連絡先を書かせていただいております。現在、右上の現状写真の時期についてはどうなのかというお問い合わせは1件だけございます。現状、今、地域からのお問い合わせは今の1件だけということしかお話しできない状況でございます。

○日域委員長 部長。

○山本建設部長 少し補足をさせていただきます。

先ほど工事発注、7月、8月ということで、防衛のほうには6月の申請ということですが、その準備がございますので、5月早々にはもう内部処理をしていくということで、もう4月には方針決定は最終的にしなければいけないという段取りになります。

それから、アンケートの数の乖離、それから市の見解というところがございますが、最初意見をいただいたのが、まずは、住民の方の数が少なかったことは確かでございます。アンケート結果を見ると確かに数が多いでございます。これに対し市の見解ですが、課長のほうから説明がございましたが、全部意見を酌み入れて反映さすということとはなかなか公共事業では難しい面がございます。これについては市のほうでも可能な範囲で、できるだけの対応はしていくということで、今、地元のほうというか、説明会のほうでは何度も説明をさせていただいている状況でございます。

以上です。

○日域委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ありがとうございます。

この議事録にありますやり取りの中で、まだ市のほうから十分な回答なり、理解が得られたというふうには判断できない部分もあるかと思うんですが、そのあたりのその後の、今からどういう対応をされるのかというのは、そのあたりはどう考えていますか。

それと、6月に申請をするということで、その準備に入るということですが、例えば、木の植栽の種類が地元との要望に沿った形のものが仮に、部分的にでも可能だということがあれば、当然申請の段階ではそこは反映されないかもわからんけども、最終的な工事発注後の変更で、種類の変更というのもできるのではないかと思うんですけども、その辺、柔軟な対応というのは可能なんでしょうか。

そのあたりも確認したいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○日域委員長 副参事。

○長久都市計画課副参事兼計画整備係長 先ほど御説明したとおり、来年度は西側園路工事の残りの200メートルちょっとの工事をさせていただく予定としております。本年度既に110メートル、ほぼ施工完了させていただいておりますので、景観の連続性、施工性も考えて、来年度の西側園路工事に関しては、同じ形態の施工を行うということで、もう考えてはおります。

また、特に御納得できない御近隣の方の、具体的な御要望として、議事録を見ていただいたと思うんですけど、防風林としてどうなのか、砂じんはどうかという御質問が主ではなかったかなとは思いますが、その辺に関しては先ほど山田課長のほうでも話したとおり、施工した後でも、もしそういう事実で受忍の限度を超えたものがあれば、現在は実際には50メートル、60メートル、空くのではないかと、それでまたそのような砂じんが受忍の限度を超えるほど来るということであれば、またそれはソフト対策も含めて、それは検討していくものだと思っております。

防風林に関しては、これも先ほど御説明させていただいたとおり、そもそも産業廃棄物を工事、あそこにダンプ等で、あと、重機で土を掘り返したときに、当然工事現場なので目隠し、あと、防砂等を目的にして工事、産業廃棄物の埋め立て時にカイヅカイブキを植栽したものでございます。防風林に関して、そのことの代替を市のほうで行うという考えは今のところございません。

以上です。

○日域委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 すいません、今の第2期工事分の工事発注に関して、今内容を令和3年度分と令和4年度分をもう変えて発注をしたらどうかという、そういう思いではないんですが、もう連担をとるんであれから先を防風林を残すと、カイヅカイブキを全部残すというこの陳情そのものは、そぐわない部分はあるかと思うんですが、かといって多くの住民のそこへ生活をしている意思が、はっきりアンケート等あるいは陳情の中で表れているので、それを全く無視をすることは難しいのではないかなと、どうかなと考えるんですが、その部分で、今から整備をしていく中で、改めてカイヅカイブキにかわるものを住民側と協議をしながら、意に沿うようなものが少しでも配慮できないかという部分で変更が利かないかという、そんな質問なんですけど、もう全く八重桜で計画しとるんで、それ以外は考えられませんとかいうことなのかどうなのか、そこなんですよね。

それと、砂じんがもともと、防砂林、防風林という形ではないにしても、現状の住民の環境としてはそういう防砂林、防風林という環境の中で生活をされておると意識でもあり、実際にもそういう効果はあると思われるわけで、そのことが環境が変化するということに対して、それにかわるものを求められているんだろうと思うんですが、その辺で将来的に、今すぐこの令和4年の工事の中でそれを採用するというのは難しいかもわかりませんが、状況を把握しながら、いわゆるそれにかわるような、採用ができるかどうか。例えば砂じんがする多目的グラウンドの部分で、当初の全体の計画にもありますが、半分ぐらいは人工芝あるいは天然芝という、芝の整備をすることによって砂じんを抑える、そういうことも可能でしょうから、そういうことも含めて将来的な採用を考えていくとか、そんな話し合いがもう少し、住民の意に沿ったような形でできなかったのかなと思うんですが、そのあたりのことを踏まえて、もう発注したら変更は全くしないとかいうことなのか、そもそも状況に応じてその辺は対応していきますと考えています、検討していきますということなのか。そのあたりをお聞きしたいということなんですけど。

○日域委員長 部長。

○山本建設部長 賀屋委員の質問に、少しずれてましてすみませんでした。

令和4年度の工事でございます、防衛の関係でございますが、まず、計画は計画としてよく出します。公共工事にしても変更というのは当然ありますが、合理的な理由であったり、それ相当の理由があれば変更というのは全くゼロではございません。

そうは言っても、公共工事をする中で公益の立場、公益の確保という観点で考える必要はあるかと思っておりますので、樹木についていろいろ意見は出ることはあるかもしれませんが、最終的には、市の都市計画課のほうで最終的な判断はしたいと考えております。全くゼロというものではございません。

それから将来構想を見越した検討ということですが、今、公園の全体の形とか高さ、構造は大きく変わるものではございませんので、将来計画が出ればまた、それは今第3期というようなことを言っていますが、例えば第4期でという考え方もございますが、今の計画の中では、将来の防風対策、砂じん対策、こういったものをまた検討する余地はあるとは考えております。

以上でございます。

○日域委員長 質疑は一巡したようなので、これで執行部への確認は終わりたいと思います。

それでは、続いて、本件の取り扱い等について、委員の皆様の意見を求めます。

継続審査等の意見がございましたら、ここでいただきたいと思っております。継続審査等の意見が出た場合は、先に継続審査等について採決を行います。

なお、賛成、反対の討論は継続審査等の意見がなかった場合、または継続審査等が否決された場合に行うこととなりますのでよろしくお願いいたします。

改めまして、本件の取り扱い等について、委員の皆様の意見を求めます。

意見はございませんか。

原田委員。

○原田委員 私は継続審査でという意見でございます。

今までずっといろんな議論を聞いておまして、植栽について住民のほうから今のまま残してくれということではなくて、新たに今計画している植栽をカイヅカイブキに変更してもらえないかというような、代替案が提示されておりますので、まだそのあたり、今の計画は計画としまして、将来的にどうするかという、まだ前向きな議論ができるのではないかという印象を受けましたので、少し時間を取って住民の方に十分理解していただく、説明会等では理解していただくような内容だったというお話でしたけれども、再度そういう、住民のほうからそういう代替案が出ておりますので、それを踏まえて前向きな検討、議論がまだ少し余地があるのではないかということで、私としては継続審査ということの意見でございます。

以上です。

○日域委員長 ただいま、継続という意見がございましたので、まずは、継続審査についての起立採決を行いたいと思っております。

本件につきまして、閉会中の継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○日域委員長 起立少数と認めます。

よって、閉会中の継続審査は否決されました。

続いて、討論に入ります。討論はございませんか。

採択か不採択かの討論ですね。

和田副委員長。

○和田委員 私はこの今の完成図、整備イメージ図を見たときに、今の道路の歩道をつくった横にこれ桜ですかね、桜を植えるイメージ、これ植えていますよね。あそこへ今のカイヅカイブキにかわる、そういう防砂、防風になるような木をちゃんと植えてもらえれば、別の今のカイヅカイブキをよけてもいいと思うんですよ。そのまま工事を進められても。そこを、樹木の選定をもう少し皆さんの意見を聞いて、どういうふうにしたらいいかというのを、やってもらったら別に私はいいいと思います。そういうことです。

一応、不採択です。

○日域委員長 不採択ですね。

○和田委員 はい。

○日域委員長 他にございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 いろいろ執行部のほうから説明いただいて、地元の心配は執行部にしっかり伝わっているかなと感じているところです。結論から言うと、不採択にしておいて、今後、担当部署も胸襟を開いてくださっているみたいですし、意見も言えるところもあるのかなと判断しております。

小方のまちづくりの中において、やはりシンボリックなものですので、スムーズに進めていってはいかがかなと思います。

以上です。

○日域委員長 他にございませんか。

藤川委員。

○藤川委員 すいません、お時間いただきます。

私も不採択の立場で発言させていただきます。

私は晴海臨海公園、もっと人が寄ってもらう公園にしていってほしいと、いろいろ執行部のほうに提案させていただいているのですが、バーベキュー場ですよ、デイキャンプ場、今17時までです。それを私はキャンプ場にしてほしいとか、もっと時間を延ばしてほしいとか、いろいろ執行部に提案をさせていただいております。ですが、やっぱり執行部のほうも、住民に寄り添い、近隣住民の方の騒音の苦情などがあるということで、今17時となっております。執行部のほうも市民に寄り添い、いろいろ考えていております。これから、今の説明がありましたように、今後も市民の皆様に寄り添い、協議していくという答弁もございましたので、それを含めて、今後、晴海臨海公園の進展を私は期待をして、申し訳ないですが不採択の討論とさせていただきます。

○日域委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

それでは、これより本件を起立採決いたします。

本件を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○日域委員長 起立少数と認めます。

よって、本件は不採択とすべきものと決しました。

以上で、生活環境委員会は終わりたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。

11時44分 閉会